

子ども・子育て支援に係る利用者負担（骨子案）に対する  
パブリックコメント意見募集要領

平成 24 年 8 月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大及び地域  
の子ども・子育て支援の充実を図るための子ども・子育て関連 3 法が成立しました。

これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援新制度による支援がスタートします。

本制度のスタートに向けて、各自治体において、給付の対象となる施設の利用者負担額や施設  
への給付の方法等を条例等により定めることとなっています。

幕別町において、2 号、3 号認定利用者負担額及び延長保育料の骨子案を作成いたしましたの  
で、この骨子案に対する町民の皆さまからのご意見を募集いたします。

なお、1 号認定利用者負担額（教育標準時間）については、現在調整中のため、別途お示し  
します。

- 意見をいただく名称  
・「子ども・子育て支援に係る利用者負担」（案）
- 資料の閲覧  
役場 1 階ロビー、忠類総合支所 1 階ロビー、札内支所、糠内出張所、  
保健福祉センター、忠類ふれあいセンター福寿  
役場ホームページ (<http://www.town.makubetsu.lg.jp>)
- 意見を提出できる方  
町内に在住又は通勤している方、町内に事務所又は事業所をもっている方、本パブリック  
コメント手続に関する事案に利害関係を有する方。
- 意見の提出方法  
意見提出書に住所、氏名を記載の上、持参、郵送、FAX 若しくは電子メールいずれかの方法  
で提出してください。
- 意見の提出先  
幕別町民生部こども課保育係（保健福祉センター内）  
〒089-0611 幕別町新町 122 番地の 1  
F A X 0155-54-3839 E メール [kodomoka@town.makubetsu.lg.jp](mailto:kodomoka@town.makubetsu.lg.jp)  
※ 資料の閲覧場所でも提出することができます。
- 意見の募集期間  
平成 26 年 11 月 25 日（火）から平成 26 年 12 月 25 日（木）  
※ 持参の場合の受付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。（土日を除く。）
- その他  
提出された意見は内容を整理し、意見に対する町の考え方を公表します。  
個別の回答は行いませんので、ご了承ください。
- 問い合わせ先  
幕別町民生部こども課保育係  
電話 0155-54-3811

## 子ども・子育て支援に係る利用者負担骨子案

### 1 趣旨

子ども・子育て支援新制度における教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することとなります。

国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考え方を基本として、世帯の所得状況その他事情を踏まえて、基準額が示されていますが、基本的には、保育認定では現行の保育料を反映した内容となっています。

利用者負担における階層区分については、従来 of 所得税額ではなく、市町村民税額を基に階層区分を設定することとなります。

多子軽減、低所得世帯等の減免の考え方は、新制度においても踏襲することとなります。

### 2 設定内容

- ① 利用者負担（保育料）は、保育標準時間認定の利用者負担額、保育短時間認定の利用者負担額を設定します。
- ② 低所得世帯等の減免について、利用者負担額を設定します。
- ③ 認定時間を超えて保育を実施した場合における、延長保育料を新たに設定します。

### 3 町の考え方

- ① 新制度における各認定区分（2号、3号）の利用者負担額は、応能負担の原則を踏まえて、現行の認可保育所保育料などをベースに設定します。
- ② 階層区分は、国基準の階層を基本としますが、区分間における利用者負担額に著しい差が生じないように必要に応じて各階層を細分化します。具体的には、2号認定及び3号認定は8階層で13区分として設定します。
- ③ 国基準利用者負担額に対する町の利用者負担額の比率は、85%を基本としますが、現行の保育料と比較して過重な負担とならないように調整して設定します。
- ④ 保育短時間の利用者負担額については、基本的に標準時間の利用者負担額から一定額を控除した額とします。
- ⑤ 低所得世帯等の減免を設定します。
- ⑥ 延長保育料については、1時間あたりの保育料を設定します。

#### 4 設定案

##### ○保育標準時間認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担額比較

現行保育料（月額）

階層	区 分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0 円
2	町民税非課税	2,400 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	7,160 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	12,190 円
4-1	所得税 2,500 円未満	14,390 円
4-2	所得税 2,500 円以上 5,000 円未満	16,660 円
4-3	所得税 5,000 円以上 8,800 円未満	19,180 円
4-4	所得税 8,800 円以上 16,300 円未満	23,920 円

4-5	所得税 16,300 円以上 40,000 円未満	27,000 円
5-1	所得税 40,000 円以上 60,000 円未満	29,500 円
5-2	所得税 60,000 円以上 80,000 円未満	29,500 円
5-3	所得税 80,000 円以上 103,000 円未満	29,500 円
6	所得税 103,000 円以上 413,000 円未満	30,500 円
7	所得税 413,000 円以上	30,500 円

新保育料(利用者負担額)（月額）(案)

階層	区 分	利用者負担額 (A)	比較 (A-B)
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	町民税非課税	2,000 円	△400 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	7,000 円	△160 円
3-2	所得割課税額 48,600 円未満	11,500 円	△690 円
			△2,890 円
4-1	所得割課税額 48,600 円以上 72,000 円未満	17,200 円	540 円
			△1,980 円
			△6,720 円
4-2	所得割課税額 72,000 円以上 84,000 円未満	19,500 円	△4,420 円
4-3	所得割課税額 84,000 円以上 97,000 円未満	22,900 円	△4,100 円
5-1	所得割課税額 97,000 円以上 135,000 円未満	26,500 円	△3,000 円
5-2	所得割課税額 135,000 円以上 152,000 円未満	28,000 円	△1,500 円
5-3	所得割課税額 152,000 円以上 169,000 円未満	29,000 円	△500 円
6	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	31,900 円	1,400 円
7	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	34,600 円 (給付単価限度)	4,100 円
8	所得割課税額 397,000 円以上	35,300 円 (給付単価限度)	4,800 円

○保育短時間認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担額比較

現行保育料（月額）

階層	区 分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0 円
2	町民税非課税	2,400 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	7,160 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	12,190 円
4-1	所得税 2,500 円未満	14,390 円
4-2	所得税 2,500 円以上 5,000 円未満	16,660 円
4-3	所得税 5,000 円以上 8,800 円未満	19,180 円
4-4	所得税 8,800 円以上 16,300 円未満	23,920 円

4-5	所得税 16,300 円以上 40,000 円未満	27,000 円
5-1	所得税 40,000 円以上 60,000 円未満	29,500 円
5-2	所得税 60,000 円以上 80,000 円未満	29,500 円
5-3	所得税 80,000 円以上 103,000 円未満	29,500 円
6	所得税 103,000 円以上 413,000 円未満	30,500 円
7	所得税 413,000 円以上	30,500 円

新保育料(利用者負担額)（月額）(案)

階層	区 分	利用者負担額 (A)	比較 (A-B)
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	町民税非課税	2,000 円	△400 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	6,500 円	△660 円
3-2	所得割課税額 48,600 円未満	11,000 円	△1,190 円
			△3,390 円
4-1	所得割課税額 48,600 円以上 72,000 円未満	16,700 円	40 円
			△2,480 円
			△7,220 円
4-2	所得割課税額 72,000 円以上 84,000 円未満	19,000 円	△4,920 円
4-3	所得割課税額 84,000 円以上 97,000 円未満	22,400 円	△4,600 円
5-1	所得割課税額 97,000 円以上 135,000 円未満	26,000 円	△3,500 円
5-2	所得割課税額 135,000 円以上 152,000 円未満	27,500 円	△2,000 円
5-3	所得割課税額 152,000 円以上 169,000 円未満	28,500 円	△1,000 円
6	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	31,400 円	900 円
7	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	34,100 円 (給付単価限度)	3,600 円
8	所得割課税額 397,000 円以上	34,800 円 (給付単価限度)	4,300 円

○保育標準時間認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担額比較

現行保育料（月額）

階層	区 分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0 円
2	町民税非課税	3,330 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	10,710 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	15,630 円
4-1	所得税 2,500 円未満	17,500 円
4-2	所得税 2,500 円以上 5,000 円未満	20,080 円
4-3	所得税 5,000 円以上 8,800 円未満	22,910 円
4-4	所得税 8,800 円以上 16,300 円未満	25,810 円

4-5	所得税 16,300 円以上 40,000 円未満	30,000 円
5-1	所得税 40,000 円以上 60,000 円未満	36,350 円
5-2	所得税 60,000 円以上 80,000 円未満	41,170 円
5-3	所得税 80,000 円以上 103,000 円未満	44,500 円
6	所得税 103,000 円以上 413,000 円未満	57,800 円
7	所得税 413,000 円以上	58,500 円

新保育料（利用者負担額）（月額）（案）

階層	区 分	利用者負担額 (A)	比較 (A-B)
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	町民税非課税	2,000 円	△1,330 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	9,000 円	△1,710 円
3-2	所得割課税額 48,600 円未満	13,600 円	△2,030 円
4-1	所得割課税額 48,600 円以上 72,000 円未満	19,100 円	△3,900 円
4-2	所得割課税額 72,000 円以上 84,000 円未満	21,600 円	△980 円
4-3	所得割課税額 84,000 円以上 97,000 円未満	25,500 円	△3,810 円
5-1	所得割課税額 97,000 円以上 135,000 円未満	30,200 円	△6,710 円
5-2	所得割課税額 135,000 円以上 152,000 円未満	34,000 円	△4,210 円
5-3	所得割課税額 152,000 円以上 169,000 円未満	37,800 円	△4,500 円
6	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	51,800 円	△3,000 円
7	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	60,000 円	△6,150 円
8	所得割課税額 397,000 円以上	62,400 円	△6,700 円
			△6,000 円
			1,500 円
			3,900 円

○保育短時間認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担額比較

現行保育料（月額）

新保育料（利用者負担額）（月額）（案）

階層	区 分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0 円
2	町民税非課税	3,330 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	10,710 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	15,630 円
4-1	所得税 2,500 円未満	17,500 円
4-2	所得税 2,500 円以上 5,000 円未満	20,080 円
4-3	所得税 5,000 円以上 8,800 円未満	22,910 円
4-4	所得税 8,800 円以上 16,300 円未満	25,810 円

4-5	所得税 16,300 円以上 40,000 円未満	30,000 円
5-1	所得税 40,000 円以上 60,000 円未満	36,350 円
5-2	所得税 60,000 円以上 80,000 円未満	41,170 円
5-3	所得税 80,000 円以上 103,000 円未満	44,500 円
6	所得税 103,000 円以上 413,000 円未満	57,800 円
7	所得税 413,000 円以上	58,500 円

階層	区 分	利用者負担額 (A)	比較 (A-B)
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	町民税非課税	2,000 円	△1,330 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	8,500 円	△2,210 円
3-2	所得割課税額 48,600 円未満	13,100 円	△2,530 円
4-1	所得割課税額 48,600 円以上 72,000 円未満	18,600 円	△4,400 円
4-2	所得割課税額 72,000 円以上 84,000 円未満	21,100 円	△1,480 円
4-3	所得割課税額 84,000 円以上 97,000 円未満	25,000 円	△4,310 円
5-1	所得割課税額 97,000 円以上 135,000 円未満	29,700 円	△7,210 円
5-2	所得割課税額 135,000 円以上 152,000 円未満	33,500 円	△4,710 円
5-3	所得割課税額 152,000 円以上 169,000 円未満	37,300 円	△5,000 円
6	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	51,300 円	△3,500 円
7	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	59,500 円	△6,650 円
8	所得割課税額 397,000 円以上	61,900 円	△7,200 円
			△6,500 円
			1,000 円
			3,400 円

○低所得世帯等の減免

【対象世帯】

- ・母子・父子世帯
- ・障害児(者)のいる世帯

保育認定満3歳以上

階 層	定 義	利用者負担額 (案)	
		保育標準時間	保育短時間
2	町民税非課税	0 円	0 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	6,000 円	5,500 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	10,500 円	10,000 円

保育認定満3歳未満

階 層	定 義	利用者負担額 (案)	
		保育標準時間	保育短時間
2	町民税非課税	0 円	0 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	8,000 円	7,500 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	12,600 円	12,100 円

○延長保育料

【対象】

- ・認定保育時間を超えて保育を実施した場合、認定子ども毎に延長保育料を徴収する。

【延長保育料】

- ・1時間当たり 200 円 (1か月の限度額 5,000 円)